

## 森林整備業務等入札参加資格制限措置の概要

### 1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

|              |                                             |
|--------------|---------------------------------------------|
| 商号又は名称(代表者名) | 菅野建築株式会社(代表取締役 菅野 竜也)<br>法人番号 9380001023284 |
| 住 所          | 福島県二本松市戸沢字馬乗29番地2                           |

### 2. 措置期間

令和8年7月16日 ～ 令和8年10月13日（2か月4週間）

### 3. 事実概要

令和8年1月26日（月）9時50分頃、二本松市発注の重要インフラ周辺森林保全整備事業において、他の重機を自身の重機で吊って修理するため移動中、周囲に立木があったため確認しようとキャブから身を乗り出した際、誤って操作レバーに接触して重機が旋回し立木に衝突、キャビンと木の間に挟まれ頭部外傷により死亡した。

この事故では、労働安全衛生法第12条の2に定める安全衛生推進者の選任がなされておらず、また、事業者による危険防止措置の実施も不十分であったことから、安全管理は著しく不適切であったと認められる。

### 4. 措置理由

上記のことが、福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表第1の8（一般業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。）に該当するため。

また、福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱第4条第2項第2号に該当するため。

#### 【森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表第1】

| 措 置 要 件                                                                                         | 期 間                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| （安全管理措置の不適切により生じた業務等関係者事故）<br>8 一般業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 | 当該認定をした日から2週間以上2か月以内。 |

#### 問い合わせ先

福島県農林水産部森林計画課  
福島県福島市杉妻町2-16  
（電話）024-521-7425